

子ども医療費助成制度の

対象年齢拡大について

☎町民福祉課 福祉係 ☎52-5810

町では平成29年4月1日から小学校1～3年生までを対象に子ども医療費の助成を行ってきましたが、子育て支援の一環として、平成31年4月1日より対象を小学校6年生までに拡大します。

対象年齢の子どもがいる世帯には、すでに案内文・申請書を送付しています。まだ申請を済まされてない場合は、手続きをお願いします。

なお、案内が届いていない場合は、町民福祉課福祉係へお問い合わせください。

◇手続場所

町民福祉課福祉係(④窓口)



◇必要なもの

- ・子どもの健康保険証
- ・印鑑(認印可)
- ・父母の市町村民税課税額を証明できるもの(課税所得証明または市町村県民税特別徴収税額通知書)

※平成30年1月1日時点で田布施町内に住所があった父母の方は不要です。

固定資産税台帳などの閲覧および縦覧について

☎税務課 資産税係 ☎52-5804

平成31年度の固定資産税台帳(名寄せ帳)などの閲覧ができます。

■期間

4月1日(月)～5月31日(金)
午前8時30分～午後5時
(土日、祝日を除く)

■場所

税務課(⑧窓口)

■確認できる内容

◇課税台帳(名寄せ帳)

納税義務者の住所、氏名、所在地番、面積、評価額、税額など

◇縦覧帳簿

・土地価格等縦覧帳簿
所在、地番、地目、地積、評価額など

・家屋価格等縦覧帳簿
所在、種類、床面積、評価額など

■対象者

- ① 納税義務者または同居の親族
 - ② 納税管理人
 - ③ 納税義務者の代理人
 - ④ 借地人・借家人など
- (使用または収益の対象となる)

部分の固定資産に限られます。また、契約書などの提示が必要です。

※④は閲覧のみとなります。

■手数料 無料

※コピーは1枚につき20円です。ただし、縦覧帳簿のコピーはできません。

■必要なもの 印鑑(認め印可)

※代理人の場合は委任状が必要です。

※身分証明書(運転免許証、健康保険証など)の提示が必要となる場合があります。

■評価額に不服があるときは

・固定資産評価額に不服があるときは、固定資産評価審査委員会(町役場総務企画課内)に対して審査の申出ができます。
・申出の期間は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内です(審査の申出は、土日、祝日はできません)。